

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	美山町宮島地域 (原、板橋、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	76.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	76.5 ha
② 田の面積	75.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	69.8 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域は稲作を中心に栽培しているが、高齢化が進行等の影響で発生する耕作放棄地を利用し農事組合が蕎麦を栽培している。しかしながら、借り受けられる農地も面積も限られ、新規就農者の確保も困難なことから、今後耕作放棄地をどのように防止していくかが課題である。
・新規就農を希望するものがいれば受け入れる体制を整えてはいるが、今まで受け入れた新規就農者も長続きしていない状況にあり、条件不利な中山間地での就農の困難さを感じているところである。
・以前集落営農の立ち上げの話が出たことがあるが実現に至らなかった。そのような中、近年農地中間管理機構を活用しての貸付を行い、農地を利用し守っている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・農事組合が所有する大型機械を有効活用することで農家個人の経費削減を図ると共に農業がやりやすくなるよう条件整備をしていく。
・農地を効率的に活用するためには、土地利用型作物を作付けする方が経済的であることから、水稻を中心とした農地利用を進める。また、農事組合において農業機械の共同利用を進めており、農業者のコスト低減を今後も図っていく。
・農地を利用する人材を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制を図る。
・農振農用地はもちろん、農振農用地外の農地も極力荒廃させないため、複数回会議を重ね、地域一体となって農地を守り、今後の地域農業を考えてそれを共有していきたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を基本として進めるが、借り受けすることが困難な農地については話し合いにより農地を守る体制、また、栽培作物の転換なども視野に入れて考えていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用し、担い手への集積を基本として取組んでいく。集約化に関しては、担い手間の話し合いや地域の集会でしっかりと話をし検討していきたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・高齢等で農業者が耕作ができない状況になった時に、スムーズに農地中間管理機構を通じて貸し付けが行えるよう地域で情報共有が取れる体制を整える。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備が完了から時間が経過しており、頭首工や水路の老朽化が見られるので計画的な補修等を継続して行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・多様な経営体に農地保全に協力いただき、地域の重要な資源である農地の効率的な活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・活用できる農業支援サービスがあれば積極的な活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鹿、猪の被害が多く、拡大しないよう自治会、農事役員において補修を行っている。また、他地域の先進事例を参考に獣害対策を実施する。
⑦耕作が困難な農地については、農地として活用ができるよう保管理を徹底する。また、高齢化していく個人に管理を任せるのではなく、共同利用の草刈機を使用し、複数で保管理に努める。
⑧老朽化した頭首工や水路の補修を継続して行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻、蕎麦、野菜	13.77 ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	13.77 ha	ha	農業者A	
認農	農業者B	水稻	3.10 ha	ha	水稻	3.10 ha	ha	農業者B	
認農	農業者C	水稻	2.83 ha	ha	水稻	2.83 ha	ha	農業者C	
利用者	農業者D	水稻、大豆、小麦、野菜	1.94 ha	ha	水稻、大豆、小麦、野菜	1.94 ha	ha	農業者D	
利用者	農業者E	水稻	1.46 ha	ha	水稻	1.46 ha	ha	農業者E	
利用者	農業者F	水稻	1.24 ha	ha	水稻	1.24 ha	ha	農業者F	
利用者	農業者G	水稻、野菜	1.20 ha	ha	水稻、野菜	1.20 ha	ha	農業者G	
利用者	農業者H	野菜	1.14 ha	ha	野菜	1.14 ha	ha	農業者H	
利用者	農業者I	野菜	1.12 ha	ha	野菜	1.12 ha	ha	農業者I	
利用者	農業者J	水稻	1.09 ha	ha	水稻	1.09 ha	ha	農業者J	
利用者	農業者K	水稻	1.05 ha	ha	水稻	1.05 ha	ha	農業者K	
利用者	農業者L	水稻、野菜	0.88 ha	ha	水稻、野菜	0.88 ha	ha	農業者L	
利用者	農業者M	水稻、大豆、野菜	0.85 ha	ha	水稻、大豆、野菜	0.85 ha	ha	農業者M	
利用者	農業者N	水稻	0.85 ha	ha	水稻	0.85 ha	ha	農業者N	
利用者	その他耕作者	水稻等	44.29 ha	ha	水稻等	44.29 ha	ha	耕作者あり	
計	14経営体		76.8 ha	0 ha		76.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

